

愛媛県教育委員会 7月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成20年 7月 9日（水）午後 1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 和田和子

委員 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 菅原正夫

文化スポーツ部長 中川敬三

生涯学習課長 眞鍋幸一

高校教育課長 竹本公三

特別支援教育課長 武智一郎

文化財保護課長 濱田健介

国民体育大会準備室長 岡田清隆

義務教育課指導主事 齊藤照夫

義務教育課指導主事 岡村真一

義務教育課指導主事 山本浅幸

義務教育課指導主事 渡部ゆかり

義務教育課指導主事 川崎ひとみ

保健スポーツ課指導主事 三好尊史

指導部長 丹下敬治

教育総務課長 高岡 亮

義務教育課長 福本純一

人権教育課長 宮崎 悟

文化振興課長 荒本 司

保健スポーツ課長 大杉住子

義務教育課教育指導係長上村悦男

義務教育課指導主事 渡部浩美

義務教育課指導主事 若田益業

義務教育課指導主事 田坂文明

義務教育課指導主事 柿並陽子

特別支援教育課指導主事 中村徹男

6 会議の概要

(1) 開会

委員長 午後 1時30分開会を宣する。

(2) 6月定例会会議録の承認

委員長 6月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成20年 6月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成20年 6月定例県議会における教育委員会関係の質問事項

と答弁要旨について報告する。

委員長 県立学校の耐震診断の実施状況について質問する。

高校教育課長 耐震化予備調査が必要な建物は116棟で、耐震診断が必要な建物は221棟である旨説明する。

指導部長 県立学校の耐震化は、耐震化予備調査を実施した結果、コンクリートの強度が弱ければ耐震診断を行わず建て替えを行い、コンクリートの強度がある程度あれば耐震診断を実施して耐震補強を行うこととしている旨説明する。

教育長 すべての建物の耐震化予備調査や耐震診断を実施して耐震化を図る必要があるが、県の厳しい財政状況を考えると、すぐには耐震補強等を行うことは難しいこともあり、実施にあたっては、建築年度等を考慮して優先度の高い建物から耐震診断等を実施して耐震化を図っている旨説明する。

教育振興基本計画について

教育総務課長 教育基本法第17条第1項の規定において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が基本的な計画を定めることが規定されたことに伴い、7月1日に閣議決定された教育振興基本計画について概要を報告する。

委員長 文部科学省案にあった教育投資GDP比5%への引き上げなど数値目標が最終的に計画には盛り込まれなかったが、そういうことを計画に盛り込んで、必要な予算について財源を措置することを具体的に盛り込まなければ、計画はあまり意味をなさないと考えられる旨意見を述べるとともに、新学習指導要領では授業時数が増加するなどしており、計画で必要な財源が措置されていないことについてどのように考えているのか質問する。

教育総務課長 新学習指導要領では授業時数が増加するにも関わらず、文部科学省案にあった教職員定数を2万5千人増加させることなど数値目標が盛り込まれなかったことから、教員定数の改善が図られなければ学校現場の負担が増すのではないかと危惧している旨、及び国の平成21年度予算がどのように組まれるのかを見極めながら今後の対応を考えていきたい旨説明する。

新学習指導要領の移行措置について

義務教育課長 平成20年3月28日に公示された新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に移行するために必要な措置について、6月13日をもって公布・公示された関係の文部科学省令及び文部科学省告示の概要を報告する。

教員免許更新制について

義務教育課長 平成21年4月1日から導入される教員免許更新制の概

要を報告するとともに、同制度の導入に伴い、平成21年度から実施される教員免許状更新講習の実施に先立ち、今年度を実施する予備講習について概要を報告する。

松岡委員 60歳以上の退職者などの免許状は、どのように取り扱われるのか質問する。

義務教育課長 昭和30年4月1日以前に生まれた者の免許状は、更新講習の受講の義務が課せられていないことから、引き続き有効期間の定めがないものとされている旨、及び更新講習の受講義務がある者で修了確認期限までに更新講習の修了確認を受けなかった場合には、免許状の効力を失うこととなるものの、修了確認期限後に更新講習を受講して修了確認を受ければ免許状の効力は有することとなる旨説明する。

平成21年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の志願状況について

義務教育課長 6月16日に締め切った平成21年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の志願者数及び加点制度の利用による加点の希望状況について報告する。

委員長 昨年度に比べ、競争倍率が低下した理由を質問する。

義務教育課長 民間企業等の採用が活発となっていることが影響していると考えている旨説明する。

委員長 加点制度の利用による加点を希望する者で、高い英語力の加点の希望者が少ない理由を質問する。

義務教育課長 高い英語力は、TOEIC（英語能力テスト）の990点満点中860点以上の者などを加点の対象としており、英語圏の者と何不自由なく会話ができる能力がないと加点の対象とならないことから、加点の希望者が少ない旨説明する。

「御五神島・無人島体験」事業について

生涯学習課長 「御五神島・無人島体験」事業について、事業概要のほか、本件事業が、昨年度までは県主催事業であったが、本年度からはNPO法人えひめ子どもチャレンジ支援機構が中心となって組織された無人島チャレンジ実行委員会により実施されることとなった経緯を報告するとともに、実行委員会への県教委の支援について報告する。

○平成20年度愛媛県県立高等学校入学者選抜の結果概要について

高校教育課長 平成20年度愛媛県県立高等学校入学者選抜の結果について、入学者選抜の日程、受検者数及び合格者数並びに全日制の一般入学者選抜の成績概評を報告する。

松岡委員 各教科別得点相対度数分布図のデータのうち、英語の得点にばらつきが見られる理由を質問する。

高校教育課長 英語については、例年高い得点の者と低い得点の者に分かれる傾向が見られ、平成18年度に実施した愛媛県学習状況調査の中

学校の結果においても英語の正答率が3割以下の生徒が10%以上存在する状況で、入学者選抜では、それが顕著に表れ二極化の傾向が表れているのではないかと考えている旨説明する。

松岡委員 他県では、英語の学力について都市部に地方が差をつけられる傾向が見られるが、地方に属する本県も英語の学力の差をつけられる傾向にあるのであれば、小学校から英語教育が導入されると、さらにその学力の差が大きくならないか懸念される旨意見を述べる。

義務教育課長 小学校では、現在も総合的な学習の時間の中で英語活動を取り入れているところであり、平成23年度からは高学年になると年間35時間は英語活動を実施することとなるが、文法などにこだわった学習ではなく、コミュニケーション能力の素地を養うこととされている旨、及び小学校から英語活動を導入して身に付ける英語の語い数が多くなること、全市町で研究指定校を指定して実施している小学校における英語活動等の指導方法の確立や中学校との連携等について、研究の成果を各学校へ普及することで英語の学力の定着につながる改善について取り組みたい旨説明する。

山口委員 英語は、初期の学習段階で基礎・基本が身に付いていないと学力の向上を図ることは難しいと考えられるので、英語を導入する初期の段階でしっかりと基礎・基本を身に付ける指導を行ってほしい旨意見を述べる。

文化スポーツ部所管施設の指定管理者の募集について

文化振興課長 文化振興課及び保健スポーツ課が所管する愛媛県県民文化会館、愛媛県生活文化センター及び愛媛県武道館について、平成17年度から導入した指定管理者制度の成果及び次期指定管理者の募集並びに万翠荘の指定管理者の募集について報告する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第43号を上程する。

○議案第43号 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社会教育主事の職務について新たな職務が規定されたことから、規則において引用していた社会教育法の規定を改めるため、愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第44号平成21年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助についての、審議の非公開の要否について意見を求める。

教育長 教科書採択に係る審議は、これまでは、委員が率直に意見交換し、意思決定の中立性を保つ必要があること、採択期限までは採択関係者以外の者が教科書名を特定できる状態で教科用図書選定資料の内容を審議することは不相当であることから、必要と判断される場合には審議を非公開としてきたが、本年度は過去にあったような教科書採択に対する激しい要請活動もなく、静ひつな環境が確保されていると思われること、審議に際して、教科書名を記号で表現し、審議の対象となる教科書を特定できないようにすれば、特段の支障は生じないと考えられることから、審議を非公開とする必要はないと考える旨意見を述べる。

委員長 審議の公開について他の委員に諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議案第45号愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について、議案第46号愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について、議案第47号愛媛県美術館協議会委員の任命について、議案第48号公立小学校教員の懲戒処分については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

生涯学習課長、高校教育課長、人権教育課長、文化振興課長、文化財保護課長、保健スポーツ課長及び国民体育大会準備室長退席する。

義務教育課教育指導係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事並びに保健スポーツ課指導主事着席する。

委員長 議事を再会する旨宣する。

委員長 議案第44号を上程する。

議案第44号 平成21年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成21年度使用の小学校教科用図書の採択に関する事務について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき、愛媛県教科用図書選定審議会から答申された採択基準及び選定資料により、市町への指導、助言又は援助を行うことについて原案を説明する。

特別支援教育課長 学校教育法附則第9条の規定に基づき平成21年度に使用する特別支援学校及び小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択に関する事務について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき、愛媛県教科用図書選定審議会から答申された採択基準及び選定資料により、市町への指導、助言又は援助を行うことについて原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

松岡委員 市町村合併の進展に伴う、義務教育諸学校教科用図書採択地区の区域の変更の有無について質問する。

義務教育課長 教科書の採択地区は、地域の実情等を踏まえ、適切な範囲を設定することが必要であることから、平成16年度に市町村合併を見据えて区域を見直し、県下11地区で採択を行うこととして現在に至っており、前回の採択時点からは採択区域の変更はない旨説明する。

和田委員 新学習指導要領の移行措置で、算数・理科は新課程の学習内容の一部を前倒して実施することとされたが、教科書は見合った改訂がされていないことから、教科書に記載されていない事項はどのように対応するのか質問する。

義務教育課長 移行期間中に学習すべき新学習指導要領の内容については、文部科学省から配布される補助教材を使用して学習を行うこととなる旨説明する。

松岡委員 選定資料では、書写の教科書の中に行書が取り上げられているとされている教科書が2冊あるが、発展的な学習内容の1つとして取り扱うことになるのか質問するとともに、他の教科書には行書がどのように取り扱われているのか質問する。

田坂指導主事 学習指導要領には、行書は示されておらず発展的な学習内容の1つとして取り扱われている旨説明するとともに、C（学校図書）の教科書では、毛筆教材と同じ大きさの手本で示されており、E（光村図書）の教科書では、議事録の書き方で行書が扱われ、よくない書き方が示されるなど行書筆記の難しさに配慮した取り上げ方がされている旨、反して、他の教科書については、一応取り上げられてはいるが、B（大阪書籍）の教科書は、行書を紹介しているものの行書が高い技能を要することへの配慮にやや欠けていること、A（東京書籍）やD（教育出版）の教科書では、中学校で行書という書体を習うという紹介に留まり、行書で書かれた文字も小さい旨説明する。

山口委員 選定資料の中に、算数的活動や数学的な考え方という言葉がよく使われているが、具体的にどういうことか質問する。

山本指導主事 小学校学習指導要領解説算数編には、算数的活動について、子どもが目的意識をもって取り組む算数にかかわりのある様々な

活動とか、外的な活動、内的な活動と説明されており、例えば、円周率の学習の中で3人の児童が手をつないで円を作るとその直径がおよそ1人分になることから、円周は直径のおよそ3倍になることに気付かせる体験的学習と、予測をしたり、類推を要する思考的な活動を総称して算数的活動という旨、及びそういう考え方が数学的な考え方である旨説明する。

委員長 算数の教科書のコラムに、円周率は、コンピュータを使った計算では1兆2000億けたよりも多く計算されていることや、 $3^{10}/71$ （3と71分の10）より大きく $3^1/7$ （3と7分の1）より小さいということとを古代ギリシアのアルキメデスが発見したと記載されている教科書があるが、円周率はどのように指導をするのか質問する。

山本指導主事 新学習指導要領では、円周率は3.14を使うこととされた旨、及びコラムの記載は、児童が算数の歴史や算数に対する興味を持たす内容として記載されていると考えられる旨説明する。

委員長 社会の教科書のコラムに第二次世界大戦での主な国、地域の犠牲者の数が記載されている教科書があるが、調査方法やそれぞれの国によって公表されている犠牲者の数が異なることもあり、教科書に国や地域の犠牲者の数が記載されていることに疑問も感じるが、実際の授業で国や地域の犠牲者の数を具体的に指導するのか質問する。

渡部(浩)指導主事 犠牲者の数は、第二次世界大戦にかかる1つの参考資料として取り扱われる旨説明する。

和田委員 読解力を身に付けることが重要な課題となっているが、国語の教科書ではどのような工夫がされているか質問する。

田坂指導主事 現在はいわゆるPISA型読解力と呼ばれる力を身に付けさせることが求められていることから、国語の教科書では、読解力の向上を図るため「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「言語事項」の3領域1事項の内容が適切に選択され、領域相互の関連も適切に図られており、例えば、D（教育出版）の5年生の教科書では、教材を領域別にみると順を追って、「読むこと」は物語や説明文を読むこと、「書くこと」は情報を整理して書いたり詩を書いたりすること、「話すこと・聞くこと」は討論をすること、「言語事項」は言葉を分類することと組織され、「話す・聞く能力」「書く能力」「読む能力」及び「言葉の力」を調和的に育成することができる構成となっており、PISA型読解力で求められる思考力・判断力・表現力を身に付けさせることに配慮した内容となっている旨説明する。

義務教育課長 従来は読解力は国語に限ったものと認識されていたが、どの教科においてもPISA型読解力の持つ要素が必要とされていることから、すべての教科の学習を通じて読解力を身に付けさせたい旨説明

する。

山口委員 携帯電話を使った出会系サイトを通じて子どもが事件に巻き込まれることが多くなっており、子どもの身体の発達に精神面の発達が追いついていないと思われるが、小学校では性教育についてどのように取り扱われているのか質問する。

三好指導主事 小学校の性教育は学習活動のみならず、学校教育全体で取り組んでおり、体育の教科書では、命の大切さについての理解、正しい異性観、科学的・基礎的知識等について、3・4年生では思春期の体や心の変化の学習において、5・6年生では心の健康や病気の予防の学習において、その内容が教科書に取り上げられ、発達段階に応じて身に付けさせることができるよう配慮されている旨説明する。

山口委員 小学生は精神的に幼く理解することが難しいと考えられるが、どのように工夫しているのか質問する。

義務教育課長 性教育は、年間の指導計画の中で、保健の分野について専門的な知識を持つ養護教諭を活用しながら取り組んでいる学校もある旨説明する。

和田委員 食育の推進について、家庭科の2冊の教科書ではどのように取り扱われているか質問する。

渡部(ゆ)指導主事 この2冊の教科書は、食に関する学習について基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせ、それを活用して児童が主体的、創造的な学習を促すよう配慮されており、例えば、A(東京書籍)の教科書では、ゆでたりいためたりする基礎的な技能を学習した後、ご飯とみそ汁の題材を配置し、1食分の食事作りを意識させるなど、系統的・発展的に学習させたり、B(開隆堂)の教科書では、ごはんのみそ汁の題材を早い段階から学習し、1食分の食事作りを意識しながら食材を学習できるよう構成されていたり、また、学校給食を取り上げ、生活とのつながりを実感しながら学習できるように構成されている旨説明する。

和田委員 A(東京書籍)の教科書について、選定資料では学習への配慮の項目の中に「ワークシートのものが記載されているが、その内容は配慮を要する」とあるが、どのような配慮を要するのか質問する。

渡部(ゆ)指導主事 教科書には、児童が課題を見つけやすいようにワークシートのものが記載されているが、例えば、「生活時間を見直してみよう」の学習活動では、ワークシートに自分の毎日の時間の使い方を記入し、時間の使い方を見直し、それをもとに改善させることを行う学習活動があるが、見直し項目に家族と触れ合う時間等の記載があり、現実には家族と触れ合う時間が取れない家庭や家族とともに暮らしていない児童がいることから、学習に際しては、児童の家庭環境等を十分理

解してプライバシーに配慮しながら学習を進める必要がある旨説明する。

松岡委員 特別支援教育は、児童生徒が自立した生活を送れるよう支援することが求められ、教科書を使った学習だけでは難しいところがあると考えられるが、これらの教科書を採択した場合、どのように活用されるのか質問する。

特別支援教育課長 特別支援教育においては、日々の生活の中に題材を求め、教科書に記載されているような内容が、生活の中で実際に行われているということを繰り返し体験することで、生活に役立つ何らかの知識や技術を児童に身に付けてもらうことが重要であり、教科書は児童の興味づけや授業における導入になるものと考えている旨、及び選定した教科書は、学習すべき教科の目標について効果的に組織され、発達段階に応じた少人数のグループで、その内容を繰り返し学習する1つ1つの体験を通じて自立にむけた技術等を身に付けさせることができると考えている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

義務教育課教育指導係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事並びに保健スポーツ課指導主事退席する。

生涯学習課長、高校教育課長、人権教育課長、文化振興課長、文化財保護課長、保健スポーツ課長及び国民体育大会準備室長着席する。

委員長 議事を再会する旨宣する。

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報償について

義務教育課長 死亡した公立中学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

議案審議

委員長 議案第45号を上程する。

○議案第45号 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任期満了に伴い、

博物館法第21条の規定に基づき委員14名を任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第46号を上程する。

○議案第46号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任期満了に伴い、博物館法第21条の規定に基づき委員12名を任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第47号を上程する。

○議案第47号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

文化振興課長 愛媛県美術館協議会委員の任期満了に伴い、博物館法第21条の規定に基づき委員14名を任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第48号を上程する。

○議案第48号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案の説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした小学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会

委員長 午後4時20分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。